

**議題 2****第二期東金市子ども・子育て支援事業計画のスケジュール等について****◎ 東金市子ども・子育て支援事業計画とは**

---

子ども・子育て支援事業計画（以下、「事業計画」と略称）は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づいて毎年度の教育・保育サービスの利用量を定めるもので、「幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援についての需給計画」と位置づけられるものです。

**◎ 第二期事業計画について**

---

現在の事業計画は、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間としており、今年度で終了となります。そのため、来年度からの5年間（令和2～6年度）を計画期間とする第二期事業計画を策定する必要があります。

**◎ 現事業計画の進捗状況について**

---

平成30年度の現在の事業計画の進捗状況は別添のとおりとなっています。

「教育・保育の提供体制の確保」については、年度当初に待機児童が発生していたものの、30年度中に準備を行った民間事業者による保育所の開設により、翌年度当初には待機児童数は0となっており、一定の提供体制を確保しています。

「地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保」については、子育て世代包括支援センターの運用が始まったほか、以前から実施している事業は概ね必要な供給量が確保されていますが、実費徴収に関する補足給付事業等、検討が進んでいない事業も残っている状況です。

## ◎ 第二期事業計画策定の経過と今後のスケジュールについて

	内容	備考
平成 30 年度	「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施  3月22日 第2回子ども・子育て会議	教育・保育、子育て支援に関する現在の利用状況、今後の利用希望について調査  ニーズ調査結果の報告
平成 31 年度	<b>4月</b> ・量の見込みの算出等のための手引き（改訂）内閣府より発出  <b>9月</b> ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針改正の告示（内閣府告示） ・第1回子ども・子育て会議  <b>1月頃</b> ・第2回子ども・子育て会議  <b>3月頃</b> ・第3回子ども・子育て会議 ・第二期事業計画決定	※今回の会議  第二期事業計画素案提示  第二期事業計画最終案提示
令和 2 年度	第二期子ども・子育て支援事業計画 開始	

### ※ 量の見込みの手引き（改訂）

第一期の事業計画の際に示された「量の見込みの算出等のための手引き」を基本として、都市開発部局との情報共有、幼稚園における預かり保育の取り扱い、「新・放課後子ども総合プラン」にも基づく放課後児童健全育成事業に係る量の見込み算出の考え方等の事項が追加されています。

### ※ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

法第60条第2項において、事業計画における量の見込みを定めるに当たって参酌すべき事項について定めています。教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等及び外国につながる幼児の増加を踏まえ、保護者等への必要な支援等の事項が追加されています。